○沖縄総合事務局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十一日　沖縄総合事務局長　河合　正保

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百二十九号　沖縄県島尻郡南風原町字与那覇御山武原四五三番三から同町字与那覇御山武原四六一番三まで　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月二十一日

○沖縄総合事務局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十一日　沖縄総合事務局長　河合　正保

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百三十号　沖縄市照屋一丁目二八番八から同市照屋一丁目一一七番まで　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月二十一日

○沖縄総合事務局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十一日　沖縄総合事務局長　河合　正保

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百三十号　沖縄市久保田三丁目二三九番から沖縄県中頭郡北中城村字屋宜原屋宜原二四五番七まで　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月二十一日

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

四月十七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律

議案受領

四月十七日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

競馬法の一部を改正する法律案

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案

回付議案受領

四月十七日参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案

議案通知

四月十七日次の内閣提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案

答弁書受領

四月十七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員初鹿明博提出駅頭での外国人に対する職務質問に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出ソ連の対日宣戦布告に対する公電等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出外務省参与に関する質問に対する答弁書

参議院

議案送付

四月十七日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

競馬法の一部を改正する法律案

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案

議案回付

四月十七日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案

通知書受領

四月十七日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律

答弁書受領

四月十七日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生提出平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する再質問に対する答弁書（第九八号）

参議院議員有田芳生提出日本人抑留者に関する質問に対する答弁書（第九九号）

参議院議員山田太郎提出日本郵便株式会社における郵便物の放棄等の不祥事に関する質問に対する答弁書（第一〇〇号）

参議院議員中西健治提出アジアインフラ投資銀行に関する質問に対する答弁書（第一〇一号）

参議院議員糸数慶子提出北部訓練場へのヘリパッド増設に伴う沖縄県東村高江区長からの要請に関する質問に対する答弁書（第一〇二号）

参議院議員浜田和幸提出首都機能移転に関する質問に対する答弁書（第一〇三号）

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程は、四月十七日次のとおり議決された。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

参議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月三十一日議決）の一部を次のように改正する。

「千二百七人」を「千二百十二人」に改める。

附　則

この規程は、平成二十七年四月十七日から施行し、改正後の参議院事務局職員定員規程の規定は、同月一日から適用する。

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理
国務大臣
山本　早苗（高市　早苗）

財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同
山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる

○外務大臣臨時代理解職
同　菅　義偉

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上四月十六日）

静岡市

新　旧

定年退職　（企画局長）　加藤　正明
同　（保健福祉局長）　松本　泰典
同　（経済局長）　斎藤　誠
同　（都市局長）　松浦　和彦
同　（建設局長）　寺田　薫
同　（清水区長）　府川　佳弘
同　（会計管理者）　竹下　次郎
同　（消防局長）　岩﨑　幹生
同　（上下水道局次長）　大石　清仁
同　（教育委員会事務局教育次長）　市川　善隆

（以上三月三十一日）